

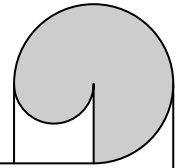

刑法

刑罰の意義・目的、刑法の基本原則、犯罪の成否について理論的に考える学問領域

(刑法総論、刑法各論Ⅰ・Ⅱ)

刑法とは、犯罪と刑罰について定めた法であり、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以下の有期懲役に処する。」(刑法典199条)がその一例です。

犯罪者の処罰は正義の要請であって、自明のように見えます。しかし、刑法は、死刑という究極の刑罰をも規定しています。免許取消しや損害賠償といった他の法的制裁よりはるかに厳しい刑罰は、いかなる意義をもち、何のために科されるべきか、冷静に考える必要があります。また、国家刑罰権の不当な発動は深刻な人権侵害を意味しますので、犯罪や刑罰の内容も、適正なものでなければなりません。特定の思想を犯罪としたり、不意打ち処罰を科すことは許されないでしょう。



犯罪は、生命、身体、自由、財産といった生活利益を損なう点に本質があると考え、人の生命を損なう代わりに、別人の生命を保全した場合、殺人罪の成立を否定する余地があります。また、刑罰に非難の意味があるとすると、人を野生動物だと勘違いしていた場合、殺人罪の成立を肯定することはできません。そもそも、殺人罪にいう「人」に胎児が含まれるか、脳死状態に陥らせた場合、「殺した」といえるかも問題です。殺人罪1つとってみても、成立の要件は単純でなく、多くの犯罪について慎重に検討してゆく必要があります。

本科目では、裁判所の下した判決や研究者の見解を参照しつつ、刑法の条文を読み解くことを通じて、上記の内容に十分検討を加えることにより、犯罪の成否とその根拠を明確かつ説得的に論じる能力を身に付けることを目指します。